

介護老人保健施設もも太郎 ショートステイ利用料金表(1日計算)

(1割負担)

令和6年8月1日～

※下記の表は、基本サービス費や食費、居住費の他、基本的な加算や日用品費を含んだ1日分の金額になります。

【一般棟】

多 床 室		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	1,173	1,346	1,407	1,460	1,529	1,586	1,645
	第2段階	1,903	2,076	2,137	2,190	2,259	2,316	2,375
	第3段階①	2,303	2,476	2,537	2,590	2,659	2,716	2,775
	第3段階②	2,603	2,776	2,837	2,890	2,959	3,016	3,075
	第4段階	2,755	2,928	2,989	3,042	3,111	3,168	3,227
個 室		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	1,687	1,845	1,874	1,925	1,993	2,051	2,108
	第2段階	1,987	2,145	2,174	2,225	2,293	2,351	2,408
	第3段階①	3,207	3,365	3,394	3,445	3,513	3,571	3,628
	第3段階②	3,507	3,665	3,694	3,745	3,813	3,871	3,928
	第4段階	4,010	4,168	4,197	4,248	4,316	4,374	4,431

【認知症専門棟】

多 床 室		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階			1,488	1,542	1,611	1,668	1,727
	第2段階			2,218	2,272	2,272	2,398	2,457
	第3段階①			2,618	2,672	2,741	2,798	2,857
	第3段階②			2,918	2,972	3,041	3,098	3,157
	第4段階			3,070	3,124	3,193	3,250	3,309

・上記の料金は、施設サービス費、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、夜勤職員配置加算、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、日用品費、居住費、食費を合計したものです。【認知症専門棟】の料金はさらに認知症ケア加算が含まれています。

・ほかに、療養食加算、個別リハビリテーション実施加算、送迎加算など個別にかかる加算や、クリーニングを業者に依頼した場合、お部屋にテレビを設置した場合などは別料金となります。詳しくは、支援相談員までお問い合わせください。

介護老人保健施設もも太郎 ショートステイ利用料金表 内訳

(1割負担)

令和6年8月1日～

【一般棟】

	要介護度	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)
多床室	要支援1	613	22	24	51
	要支援2	774			
	要介護1	830			
	要介護2	880			
	要介護3	944			
	要介護4	997			
	要介護5	1,052			

	要介護度	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)
個室	要支援1	579	22	24	51
	要支援2	726			
	要介護1	753			
	要介護2	801			
	要介護3	864			
	要介護4	918			
	要介護5	971			

【認知症専門棟】

	要介護度	施設サービス費	認知症ケア加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)
多床室	要介護1	830	76	22	24	51
	要介護2	880				
	要介護3	944				
	要介護4	997				
	要介護5	1,052				

※(介護職員等処遇改善加算Ⅰ)施設サービス費と各種加算より算定した金額の合計×7.5%の金額

【食費・居住費】

	食費	居住費(多床室)	居住費(個室)
第1段階	300	0	550
第2段階	600	430	550
第3段階①	1,000	430	1,370
第3段階②	1,300	430	1,370
第4段階	朝377、昼524、夕544	437	1,728

【その他】

日用品費	110
テレビ使用料	32

【各種加算】

療養食加算	8 (1食あたり)	医師の指示に基づいて療養食を提供した場合 療養食・・・医師の発行する食事箋に基づいて提供された糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な検査食
個別リハビリテーション実施加算	240	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合
送迎加算	片道184 往復368	居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行った場合

※上記以外にも、各種加算サービスがございます。詳しくは、支援相談員までお問い合わせください。